



神奈川県 消防設備会報

第30号 平成26年 1月



鎌倉まつり (流鏝馬)

一般財団法人 **神奈川県消防設備安全協会**

〒231-0023
横浜市中区山下町1 シルクセンター4F
TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971
<http://www.02-ksk.or.jp>

消防設備会報 1月号 目次

新年のあいさつ

- (一財)神奈川県消防設備安全協会理事長 西津英二…………… 1
神奈川県安全防災局長 蛭名喜代作…………… 2
神奈川県消防長会会長 福井昭久…………… 3

表彰の荣誉に輝いた方々…………… 4

特報 平成26年度の予算・施策に関する要望書の回答を受領…………… 5

平成26年1月より 横浜市の消防設備保守委託契約における最低制限価格が改正されました! …… 7

寄稿・消防機関から

防火安全対策と適正な査察執行

川崎市消防局 査察課長 酒井浩三…………… 8

寄稿・業界通信

蓄電池の技術動向について

一般社団法人電池工業会 二次電池技術担当部長 長田章…………… 10

平成25年度各種講習会の結果概要(中間)…………… 12

かながわ防災フェアへの協力…………… 15

消防設備点検資格者 本講習(資格取得)受講案内…………… 16

寄稿・点検現場からの報告

点検推進指導員の立会いを受けて

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

横浜市晴嵐かなざわ 所長 木村実…………… 19

点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を!!…………… 20

通知・通達等(平成25年7月以降)…………… 21

(一財)日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧表…………… 22

事務局からのお知らせ…………… 23

表紙：鎌倉まつり(流鏝馬)

流鏝馬(やぶさめ)は文治3年(1187年)8月、源頼朝が放生会(ほうじょうえ)で奉納したことに始まりました。昭和45年から秋のみ行われていた流鏝馬をより多くの人々に見学してもらうために、春の鎌倉まつりでも奉納されるようになりました。

今年は、4月20日(日)、9月16日(火)、10月4日(土)に流鏝馬神事が行われます。

(写真提供：鎌倉市観光協会)



新年のあいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会
理事長 西津 英二

平成26年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

当協会の業務運営につきましては、平素から、会員の皆様、行政機関、そして関係団体の皆様にひとかたならぬご支援、ご指導、ご協力をいただいておりますことに、衷心より厚くお礼申し上げます。

お陰様で、私ども神奈川県消防設備安全協会も、昨年、平成25年4月1日から非営利型の一般財団法人として無事出発することができました。今後とも、この法人の目的である消防用設備等の設置及び維持管理の適正化に必要な事業を推進し、火災その他の災害から生命身体の安全を確保し、被害の軽減を図って、社会公共の福祉の増進に寄与することを目指して事業を展開してまいります。

さて昨年は、長崎市の認知症高齢者グループホーム火災、福知山市花火大会での火災、また福岡市の病院火災などで多くの方々が犠牲となられました。犠牲となられた方々に哀悼の意を表しますとともに、改めて、火災予防対策の重要性を認識したところです。

地震や津波、台風などの自然災害は、発生そのものを防ぐことができないため「減災」の手立てしかありませんが、火災などの発生は、予防・防止対策を講じることで基本的に「防止」することができます。

我々消防設備事業者は、消防用設備等の点検を通じて「県民、市民の生命と財産を守る」という社会的責任、使命があります。今こそ、協会組合員以外の業者が行っている手抜き点検や価格破壊を行う悪徳業者を排除し、業界が力を合わせて低価格競争から抜け出すために、一致団結して取り組む必要があると思います。

この低価格競争から抜け出すための一つの方策として、消防設備等保守点検業務委託の委託料の算定に当たって、神奈川県に対してこれまで毎年要望してまいりました最低制限価格の導入を、「平成26年度の施策・予算に対する要望」として、当協会と関係5団体の協同組合合同で、強く働き掛けをしてまいりました。

今回の要望活動で直ぐには実現に至らなくても、地道に一步ずつ、また根気よく継続して進めていくことが何より大事なことだと考えておりますので、なお一層のご支援をお願いいたします。

また、もう一方の方策として、民間の保守点検の業務委託等においても、安全、安心、アフターケアを前面に出して適正価格で受注するというように、業界自らが襟を正すことも必要であると考えます。

いかなる業界であろうとも、社会の中で経済活動を発展させていくには、業界として、公正かつ適正価格での競争が必要不可欠であり、何よりも各業者一社一社のコンプライアンスに基づいた活動が必要です。

本年も、業界活動の繁栄をめざして、会員の皆様とともに今まで以上に手を携えて活動していく決意でございますので、引き続きのご支援をお願いし、新年のご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。



新年のあいさつ

神奈川県安全防災局長
蛸 名 喜代作

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の会員の皆様には、平素より、本県の消防防災行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。また、消防設備に係る技術指導や、各種の普及啓発事業にも御尽力いただいております、深く敬意を表します。

貴協会では、消防設備士や消防設備点検資格者等の育成・資質向上を図るため、各種講習会を積極的に実施されるとともに、防火対象物の安全を守る重要な役割を担う防火管理者の育成のため、防火管理者資格取得講習を実施されるなど、県民が安心して生活できる環境づくりに、大きく貢献されております。改めてお礼申し上げます。

さて、昨年一年間を振り返りますと、4月の淡路島付近を震源とする地震や、9月の台風第18号、10月の台風第26号による豪雨や土砂災害など、全国各地で相次いで住民生活を脅かすさまざまな自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしており、本県においても、台風などにより、人的被害や床上浸水、床下浸水などの住家被害が発生するなどしております。

これらの災害の発生に伴い、防災や危機管理に対する県民の意識が一層高まるとともに、消防防災関係者の活動をはじめ、災害に備えた消防防災体制や危機管理体制の重要性はますます高まっています。

一方、自然災害に限らず、昨年は、2月に長崎県のグループホーム、10月には福岡県の整形外科病院の火災によって、多くの方々が犠牲となり、火災の危険性や予防の重要性を改めて認識させられたところであります。

そのような中、本県としても、市町村、国等と連携して地震災害対策にしっかりと取り組むとともに、県民、事業者による自助・共助の取組を進めるため「神奈川県地震災害対策推進条例」を制定し、昨年4月から施行しているところであります。

また、東日本大震災の経験を踏まえた最新の科学的知見に基づく地震被害想定調査を平成25、26年度の2か年で実施することにより、最大クラスの地震や津波に対応した地震災害対策を進めてまいります。

県といたしましては、今後とも、市町村消防本部はもとより、貴協会をはじめとする関係機関としっかり連携を図り、「県民の安全・安心の確保」に向けて、消防防災行政の一層の推進に取り組んでまいります。貴協会の皆様におかれましては引き続きお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝・御活躍を心から祈念申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

表彰の榮譽に輝いた方々

消防庁長官表彰

佐々木 靖 太 様 太建工業株式会社 代表取締役社長

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰

青 木 成 文 様	紘 永 工 業 株 式 会 社	代表取締役
齊 藤 太 様	株 式 会 社 川 崎 防 災	代表取締役
平 塚 ケサ代 様	株 式 会 社 大 日 防 災 設 備	代表取締役
相 田 博 様	一般財団法人神奈川県消防設備安全協会	特別相談役
山 田 健 二 様	JX日鉱日石サイトセキュリティ株式会社	代表取締役
細 谷 享 市 様	一般社団法人神奈川県経営者協会	防災委員長代理

〈表彰式〉

日時 平成25年11月1日（金）午後3時30分～

場所 明治記念館

表彰式当日は秋晴れに恵まれ、受賞者の皆さん、消防庁幹部、安全センター、来賓など多数ご出席のもと、盛大に挙行されました。

式は、大石利雄消防庁長官の式辞の後、消防庁長官表彰の消防設備保守関係功労者等表彰受賞者に賞状、記念品が授与され、次に、安全センター襲田正徳理事長から、安全センター理事長表彰の消防設備保守関係者表彰、消防用設備等点検済表示制度推進優良事業所表彰、防災安全関係者表彰のそれぞれの受賞者に賞状、記念品が授与されました。

受賞者に対して、全国消防長会会長である東京消防庁の大江秀敏消防総監から祝辞が述べられました。

午後5時から、国会議員の方々も参加して祝賀会が行われました。

また、当日は消防庁長官表彰の消防機器開発普及功労者表彰も同時に行われ、当協会会員の①株式会社河本総合防災、代表取締役社長の河本俊二様、②株式会社栄広プロビジョン、第一事業部・第二事業部統括部長の鈴木了一様のお二人が受賞されました。



表彰式会場にて

(写真は左から) 西津英二理事長 相田 博様 佐々木靖太様
青木成文様 齊藤 太様 山田健二様
平塚ケサ代様 細谷享市様

【要望事項3】

現下の本県経済の低迷の状況に鑑み、入札の実施にあたっては、県内企業について配慮すること。

《県当局側からの回答》

本県では、県内企業の受注機会の確保のため、業務委託等の入札を実施する場合、250万円以下の発注について、指名競争入札により、原則として県内に本店を有する事業者であることを入札参加要件とし、250万円を超える発注については、一般競争入札により、原則として県内に本支店を有する事業者であることを入札参加要件としています。

※県当局側からの回答に対する事務局としての所感等は、次のとおりです。

- 各要望事項に対して、今年度の県当局側からの回答は、前年度までの回答と比較して非常に丁寧である。
- 要望事項1及び要望事項2の回答内容を見ると、前年度までの回答では「入札状況や業務量に占める人件費率等について、研究していく」となっていた部分が、今年度の回答では「人件費等の業務実施に不可欠な経費について調査していく」、また、神奈川県会計局調達課所管以外の消防設備保守点検業務委託の入札にあたっては「各所属の仕様、積算内容を確認し、(略)、県として統一的に対応していく」という風に、一歩前進した回答となっている。
- 要望事項3の回答内容では、「業務委託等の入札（予定価格が100万円以上）を実施する場合、250万円以下の発注については、指名競争入札」であること、また、「250万円を超える発注については、一般競争入札」であることを回答文の中で明確に記載してある。
- 以上のとおり、今年度の県当局側からの回答はこれまでよりも一歩前進した内容とはなっているものの、まだ最低制限価格の導入要望が実現した訳ではないので、今後も引き続き要望活動を進めていくこととしている。
- なお、神奈川県の競争入札に参加する業者の皆さんも、最低限理解しておく内容として、参加する入札が「指名競争入札」なのか「一般競争入札」なのかによって、県側が見込んでいる落札予定価格が100万円以上～250万円以下なのか、または、250万円超えの落札予定価格なのかを見極めた上で、入札金額の札入れをする必要があります。

(文責：事務局長、溝呂木義人)

平成26年1月より 横浜市の消防設備保守委託契約 における最低制限価格が改正されました！

※以下の資料は、『横浜市役所トップページ>事業者の方への入札・契約情報>2013年12月6日のお知らせ』から、抜粋したものです。

委託契約における最低制限価格の設定率を変更します！

横浜市では、委託契約の一部の種目を対象に、契約の適正な履行を確保することを目的とするため、『最低制限価格制度』を導入しています。

今後、より適正な競争環境を整備し、適正な契約の履行を確保するため、次のとおり最低制限価格の設定率を変更します。

● 変更内容

項目	現行	改正	実施期日
対象契約	競争入札に付す契約 (特定調達契約を除く)	変更なし	平成26年1月7日 (同日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用)
対象業務 (種目)	建物管理 警備業務 施設運転管理・保守 廃棄物処理 消防設備保守 道路・公園清掃 公園緑地等管理	変更なし	
算出方法	予定価格に <u>3分の2</u> を 乗じて得た額	予定価格に <u>10分の7.5</u> を 乗じて得た額	

「最低制限価格制度」とは

競争入札においては、原則、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者としませんが、契約の内容に適合した履行を確保するため、例外として最低の価格を提示したものを以外を落札者とする制度で、あらかじめ最低制限価格を設定した契約では、この金額を下回る金額で入札を行ったものを失格とします。

財 政 局 契 約 部
契 約 第 二 課 委 託 契 約 係
045(671)2186・2250

消防機関から

防火安全対策と適正な査察執行

川崎市消防局

査察課長 酒 井 浩 三

近年の予防行政は、防火対象物の大規模・高層化、地震災害等への備えの強化等の新たな課題に直面し、従来以上に高度で多様な対応が求められる一方で、実際の火災被害の中心は、小規模ホテル、グループホームや有床診療所等の事業所での火災や高齢者を主たる被災者とする住宅火災などです。

最近の多くの人的被害を伴う火災を列挙しますと、平成24年5月13日（日）に広島県福山市のホテルで死者7名、負傷者3名、平成25年2月8日（金）に長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームで死者5名、負傷者7名、平成25年10月11日（金）に福岡県福岡市の有床診療所で死者10名、負傷者5名が発生しております。

これらの火災を受けまして、総務省消防庁は予防行政のあり方に関する検討部会の下にそれぞれ、「ホテル火災対策検討部会」、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」及び「有床診療所火災対策検討部会」を設置し、予防行政を取り巻く状況変化を踏まえ、新たな諸課題について総合的な検討を行っております。

ホテル火災対策検討部会においては、長期間立入検査が行われず、同じ消防法令違反を繰り返し指摘されながらも改善されなかったこと、また認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会においては、自動火災報知設備の鳴動後に火災通報装置の操作が行えず、施設からの通報がなされなかったこと、消防訓練が十分に実施されておらず、初期消火のための消火器が用いられなかったこと及び防火区画が建築基準に不適合であったが、関係行政機関で情報が共有されておらず、改善が図られていなかったこと等が指摘されております。

現在、有床診療所火災対策検討部会においては、福岡市有床診療所火災における被害拡大の状況を踏まえた、現行規制の総合的な点検及び有床診療所におけるソフト・ハード両面での防火対策の在り方等について検討がなされているところであります。

消防庁はこれら検討結果を受けて、次のような様々な施策を実施又は計画しております。

- 立入検査マニュアル及び違反処理マニュアルの一部改正
- 弁護士相談事業
- 違反是正の実効性向上に向けた取り組み（中核市消防本部職員の大規模消防本部における実務研修の実施）

- 消防大学学校教育（違反是正特別講習）
- 防火対象物に係る表示制度（平成15年9月30日に廃止された、「防火基準適合表示制度」（適マーク制度）の仕組みを再構築し、平成26年4月1日から実施）
- 違反対象物の公表制度（消防法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による消防用設備等の適正な設置を促進するという制度で平成26年4月1日から順次実施）

また、消防庁は、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等について、平成25年11月9日から平成25年12月9日までの間、意見募集を実施しており、その内容の一部を抜粋しますと

- スプリンクラー設備の設置基準の見直し（火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設において、現在延べ面積275㎡以上のものに設置が義務付けられているスプリンクラー設備について、原則として延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。（令第12条関係））
 - 自動火災報知設備の設置基準の見直し（小規模なホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設で就寝の用に供する居室を持つものに対して、現在延べ面積300㎡以上のものに設置が義務付けられている自動火災報知設備を延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。（令第21条関係））
 - 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準（自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設等における消防機関へ通報する火災報知設備について、自動火災報知設備の感知器の作動と連携して自動的に起動することを義務付ける。（規則第25条関係））
- 等であり、施行期日については、平成27年4月1日となっております。

消防機関としては、これらの法令改正等により増大が予想される消防用設備等違反や防火管理者の未選任等違反に対して、警告をはじめとする適正な違反処理を実施し、是正の意志が全く見られない場合や繰り返し違反が行われる場合など悪質性及び危険性が高いものについては、時機を失することなく措置命令を発動するなど、消防機関が決して不作為等を問われないような査察執行体制の確立と職員の資質向上に努めていきたいものです。

また、防火査察等において建築基準法の違反を覚知した場合及び建築基準法で規定する定期報告の情報（建築構造、防火区画、階段）を建築部局が保有している場合には、当該情報等を共有するなど、一層の連携を図っていくことも重要となります。

以上のことを消防機関が適正・迅速に執行することが、真に市民の安心・安全の確保につながるものと確信いたします。

業界通信

蓄電池の技術動向について

一般社団法人 電池工業会

二次電池技術担当部長 長 田 章

一般社団法人電池工業会は、我が国唯一の電池メーカーの業界団体です。本会は、電池及び電池器具に関する調査研究、環境保全、再資源化、品質性能及び製品安全に係わる施策の推進等を行っております。近年の産業経済の高度な発展や社会・生活環境の複雑さに伴い、非常時にあらゆる設備や機器を支えている非常用電源としての蓄電池設備は、市民生活に重要なものと位置づけられています。災害等の影響で常用電源の供給が停止した場合、非常用電源は確実に機能しなければならないため、常日頃から適正な維持管理が不可欠です。これには専門的な知識と技能を必要としますが、電池工業会では蓄電池設備の維持管理に関する必要な知識及び技能を修得した、「蓄電池設備整備資格者」の育成を目的として、昭和53年から総務省消防庁のご指導の下、各地の消防設備安全協会様の協力を得て、講習事業を実施しております。平成26年度の講習会は、資格取得のための本講習を11回、5年毎の資格更新のための再講習を17回、全国各地で開催する予定です。

最近蓄電池が次世代エネルギー技術の重要な要素として認識され、従来使用されていた鉛蓄電池やアルカリ蓄電池（ニッケルカドミウム電池）などに比べて、エネルギー密度（単位重量もしくは単位体積当たり蓄電できる電気エネルギー）が高い、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池が新たな蓄電池設備として採用が進んでいます。さらに今後市場の拡大が見込まれる太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー向けの発電出力安定化システム用、またビルや住宅などの電力貯蔵システム用としても、蓄電池には主要な役割を果たす事が期待されています。

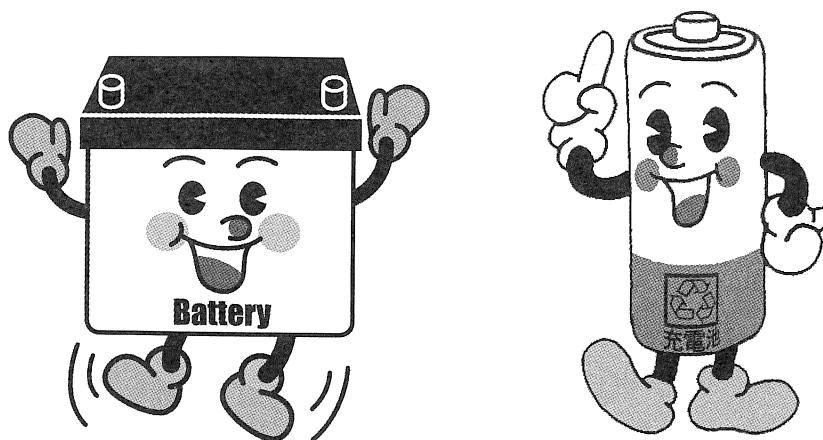
先の大震災の際には、発電所などの大規模設備での非常用電源（蓄電池設備）の存在が大変注目され、その後全国各地の原子力発電所の操業停止から電力不足傾向に至った際は、オフィス用や家庭用の小形の蓄電池設備が注目されるようになりました。最近この蓄電池設備は“停電時の非常時にのみ使う電源”から、“省エネルギーのために積極的に活躍する電源”に大きく変化しています。夜間電力や太陽光発電からの電気を充電し、昼間の電力ピーク時に放電して、系統（電力会社）からの電気の使用量を低減するシステムが、大手を含め各社から販売されています。このシステムは「HEMS（ホーム エレクトリック マネージメント システム）」と呼ばれ、次世代エネルギー戦略の柱として、官民で非常に注目されています。

これまでの蓄電池に対する一般的な考え方は、使用していない時は可能な限り100%充電状態を保つようにしていました。皆さんが常日頃お使いになっている携帯電話も、絶えず充電状態を100%に近づけて使用していると思います。しかしながら省エネルギー用途に使う蓄電池は、通常

は「放電も充電も可能な状態」を維持するようにしています。これは蓄電池がいつでも瞬間的な充電に対応できる状況を維持する事により、太陽光や風力などで発電されたエネルギーを蓄電し、効率良く使用する事を目指しています。このため蓄電池には低い充電状態でも、優れた充放電特性が要求され、新たな製品開発が行われてきました。この技術は既に色々な分野で採用され、最近話題となっている、軽自動車を中心とした省エネルギー車両（高燃費車両）にも、非常に重要な技術ポイントとなっています。この技術はオルタネーター（発電機）を極力停止させ、それに伴うエンジントルクのロスを押さえる事により燃費の向上を図っています。蓄電池への充電は、ブレーキ等を使用する減速時に積極的にオルタネーターを使い、その減速エネルギーを電気エネルギーに変換して実施しています。この技術は「回生充電システム」と呼ばれていますが、アイドリングストップシステムと回生充電システムを複合させて、現在の「リッター〇〇キロ」と呼ばれる車両が発売されています。蓄電池はこの両方の技術を支えるキーポイントとなっています。

この様に色々な分野で、蓄電池の使用方法に従来と異なる技術を付加して、色々な省エネルギーに取り組む動きが盛んになっています。これにより従来の蓄電池設備に対しても、新しい機能を加えた新製品が市場に生まれています。特に非常時にのみ使用していた非常用電源設備を、非常時はもちろん、通常でも積極的に充放電を行い省エネルギーに活用する蓄電池設備が検討されており、EV車用の充電設備に蓄電池を内蔵して、急速充電、さらには非常用電源としての機能を持たせた製品が販売されています。また国からも、グリーン投資減税等の優遇税制制度により、定置用蓄電池設備の普及を、強く後押ししていただいております。

この様に蓄電池を取り巻く環境は大きな変化をしています。電池工業会としてはこの様な新製品が安全に使用され、十分な機能を果たして我々の社会生活に十分貢献出来るようにサポートをしていく所存です。



一般社団法人 電池工業会のホームページ

<http://www.baj.or.jp/>

平成25年度各種講習会の結果概要(中間)

平成25年12月末日までの各種講習会の実施状況は次のとおりです。

◆ 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、またはその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの受託事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受講者数
消火設備 (1・2・3類)	10/2, 10/18 11/7, 11/19	560
警報設備 (4・7類)	10/3, 10/8, 10/16 11/8, 11/20	881
避難設備・消火器 (5・6類)	10/4, 10/9, 10/17 11/6, 11/21	625
計	14回	2,066

◆ 消防設備士受験準備講習

消防設備士試験を受験しようとする方を対象に、関係法令・機能構造等に関する講習を協会の自主事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受講者数
1 類	7/23, 7/24	4
4 類	7/23, 7/25	17
6 類	7/23, 7/26	24
計	4回	45

◆ 消防設備点検資格者本講習

消防設備点検資格者の資格を取得するための講習で、(一財)日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

1種実施日	6/18~6/20	11/27~11/29	3/5~3/7	受講者合計
受講者数	149	115	—	264
2種実施日	6/25~6/27	12/11~12/13	3/12~3/14	受講者合計
受講者数	153	103	—	256

※再考査者は受講者数に含めていません。

1種・2種合計 520

◆ 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の期間に該当する方を対象とした講習で、(一財)日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

第1種

実施日	4月18日	4月23日	7月8日	7月10日	2月13日	2月14日	受講者合計
受講者数	125	78	124	80	—	—	407

第2種

実施日	4月19日	4月24日	7月9日	7月11日	2月20日	2月21日	受講者合計
受講者数	106	93	108	86	—	—	393

1種・2種合計 800

◆ 蓄電池設備整備資格者講習

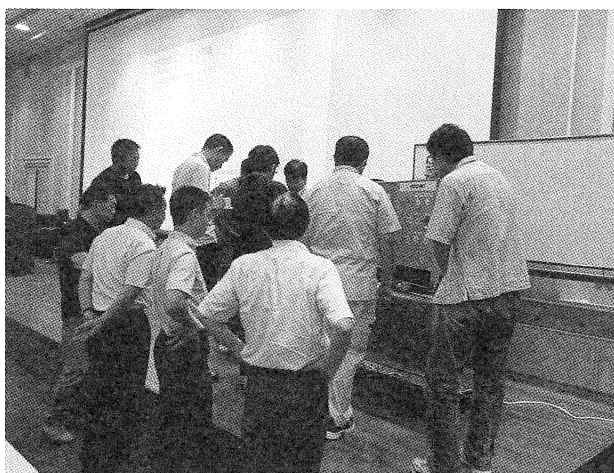
蓄電池設備整備資格者の資格を取得するための講習で、(一社)電池工業会からの受託事業として実施しました。

実施日	12月5日、6日	受講者数	137
-----	----------	------	-----

◆ 消防設備実技・実務研修会

消防用設備等の点検・整備業務に従事する方を対象に、技能の向上及び点検済表示制度の推進を図ることを目的に、協会の自主事業として実施しました。

研修内容	研修日	協力事業所	受講者数
		会場	
自火報実務研修	9月6日	ホーチキ株式会社	60
		かながわ労働プラザ	
消火器実技研修	9月10日	宮田工業株式会社	17
		(同上) 研修室及び実験棟	



自火報実務研修 (ホーチキ株式会社)



消火器実技研修 (宮田工業株式会社)

◆ 防火管理講習

防火管理者の資格を取得するための講習で、平成16年度より(一財)日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。

(1) 甲種防火管理講習

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施日	25・26	9・10	6・7 13・14	1・2 4・5 18・19	8・9	4・5 25・26
受講者数	167	183	323	337	230	268

月 別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	受講者合計
実施日	24・25 29・30	—	—	30・31	27・28	3・4 27・28	
受講者数	304	—	—	—	—	—	1,812

※上記以外に(一財)日本防火・防災協会担当で5月、7月、8月、12月に講習会を行っています。

(2) 甲種防火管理再講習

実施日	12月18日	受講者合計
受講者数	83	83

※上記以外に(一財)日本防火・防災協会担当で8月、9月に講習会を行っています。

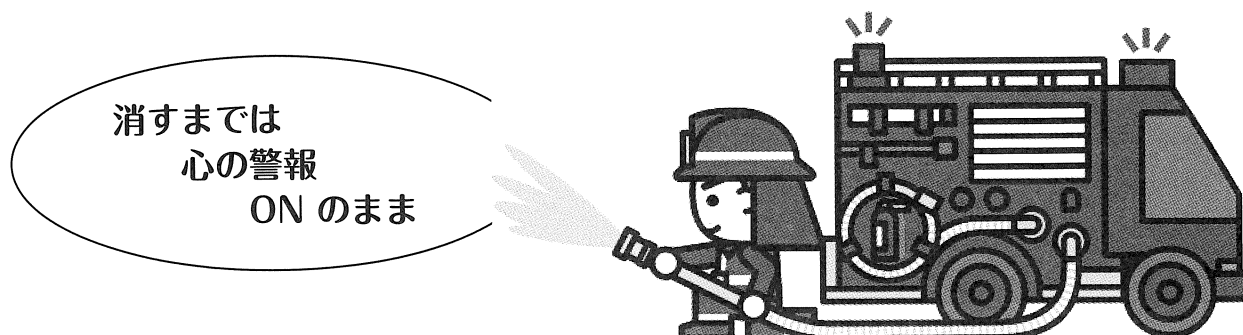
◆ 防災管理講習

防災管理者の資格を取得するための講習で、平成21年度より(一財)日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。

(1) 防火・防災併催講習

実施日	5月 21・22日	8月 22・23日	9月 12・13日	11月 14・15日	受講者合計
受講者数	194	230	109	174	707

— 2013年度全国統一防火標語 —



消防設備点検資格者
本講習(資格取得)受講案内

実施機関: (一財)日本消防設備安全センター

受託機関: (一財)神奈川県消防設備安全協会

受講資格と証明

- 1 講習は、次の15項目の受講資格のうちのいずれかに該当しなければ受けることができません。受講を希望する人は、それぞれの資格に応じて必要な証明書類を用意してください。
- 2 受講資格を偽って申請した場合には、免状を取得してもその資格は消防法施行規則第31条の6第7項第5号の規定により喪失します。

受 講 資 格	必要な証明書類
1 甲種又は乙種の消防設備士 2 第1種又は第2種電気工事士 3 1級又は2級の管工事施工管理技士 4 水道布設工事監督者の資格を有する者 5 建築設備検査資格者、特殊建築物等調査資格者又は昇降機検査資格者 6 1級又は2級の建築士 7 技術士の第2次試験に合格した者(機械部門、電気・電子部門、化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係るものに限る。) 8 第1種、第2種又は第3種の電気主任技術者 ※電気事業法(昭和39年法律第170号)附則第7項により電気主任技術者免状の交付を受けているとみなされている者は該当します。	免状等の写し (コピー等)
9 1級、2級又は3級の海技士(機関) 10 建築基準適合判定資格者検定に合格した者	
11 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について5年以上の実務の経験を有する者 ※実務の経験とは、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備を主たる業務としたものをいい、次にかかげるものは含まれません。 (1) 消防用設備等のうち、簡易消火用具(水バケツ、水槽、乾燥砂など)又は非常警報器具(携帯用拡声器、手動式サイレンなど)に関する整備等 (2) 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備のホース、ノズル、ヒューズ類、ネジ類等部品の交換、消火栓箱、ホース格納箱等の補修その他これらに類する軽微な整備 (3) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計 (4) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事の管理監督 (5) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の機器製造又は販売	1 実務経験の証明 2 被保険者記録照会回答票の写し(実務の経験となる勤務先名称、在職期間を証明できる内容が記載されているものに限る。)(注1) この証明書類で勤務先の在職期間が証明できない場合は、労働基準法第107条に基づく労働者名簿の写しに勤務先の代表者の署名及び押印した書類(注2)

<p>(6) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の附属機器製造又は販売 (7) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検</p>	
<p>12 消防行政に係る事務のうち消防用設備等に係る事務に関し1年以上の実務経験を有する者</p> <p>※消防行政に係る事務とは、国若しくは都道府県の消防行政担当課又は市町村の消防機関の予防行政等に係るものをいいます。</p> <p>13 建築行政に係る事務のうち建築物の構造及び建築設備に係る事務に関し2年以上の実務経験を有する者</p> <p>※建築行政に係る事務とは、国、都道府県又は市町村の建築行政に係るものをいいます。</p>	<p>実務経験の証明</p>
<p>14 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科を修めて卒業した後、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について1年以上の実務の経験（前11の実務の経験と同じ。）を有する者</p> <p>15 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科を修めて卒業した後、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について2年以上の実務の経験（前11の実務の経験と同じ。）を有する者</p>	<p>1 学校の卒業証明書（卒業証書のコピー等も可）</p> <p>2 実務経験の証明</p> <p>3 被保険者記録照会回答票の写し（実務の経験となる勤務先名称、在職期間を証明できる内容が記載されているものに限る。）（注1）</p> <p>この証明書類で勤務先の在職期間が証明できない場合は、労働基準法第107条に基づく労働者名簿の写しに勤務先の代表者の署名及び押印した書類（注2）</p>

（注1）「被保険者記録照会回答票の写し」について

「被保険者記録照会回答票の写し」は、受講資格欄の11、14又は15に該当する資格で講習を受講しようとする場合に、実務経験となる勤務先名称及び在職期間を証明するためのものです。

「被保険者記録照会回答票」

年金事務所で発行される厚生年金等の加入期間を確認するための書類

入手方法

- 1 日本年金機構、年金事務所の窓口で直接取得
基礎年金番号及び本人確認証明（運転免許証など）、印鑑が必要となります（無料）。委任状による代理人での申請も可能です。詳細は、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。
- 2 ねんきんダイヤル（0570-05-1165）による取得
基礎年金番号が必要となります。本人確認のための質問があり、おおむね3週間程度で郵送されます。

（注2）「労働者名簿の写し」について

「被保険者記録照会回答票の写し」において実務経験となる勤務先の在職期間を証明できない場合は、「労働者名簿」の写しに代えることができます。この「労働者名簿」は、使用者が各事業場ごとに労働者の数に関係なく全ての労働者について作成することとされています。その「労働者名簿」（勤務先によっては、社員カード、個人台帳等の場合があります。）の写しの欄外に勤務先代表者の証明欄を作成し、必要事項を記入のうえ、押印してください。

講習日程

消防設備点検 資格者講習 (資格所得)	種	月 日		定員	場 所
	1	平成25年度 (平成26年)	3月5日(水)・6日(木)・7日(金)		150
2	3月12日(水)・13日(木)・14日(金)		150	神奈川県電気工事会館	

申請期間 第1種、第2種とも平成26年1月14日～2月7日、申請方法 持参または郵送
定員に達していない場合は申請期間を過ぎても受付しますので、お問合せください。

※平成26年度の講習会日程は (一財)日本消防設備安全センターのホームページで確認できます。

URL : <http://www.fesc.or.jp/jukou/setsubi/kousyu/tebiki0.html>

消防設備点検資格者再講習について

消防設備点検資格者再講習の受講期限は、免状の交付をうけた日(交付年月日)以後における最初の4月1日から5年以内です。

今年度(1種2月13、14日、2種20、21日)の再講習の受付は終了しましたが、平成26年3月31日に免状の有効期限を迎える方は、お問合せください。

(TEL 045-201-1908 担当 阿部・熊谷)

平成26年度消防設備点検資格者再講習日程

	講習月日	定員	講習会場
第1種	平成26年 4月 10日 (木)	150	神奈川県電気工事会館
第2種	4月 11日 (金)	150	
第1種	4月 21日 (月)	150	
第2種	4月 22日 (火)	150	
第1種	7月 8日 (火)	150	
第2種	7月 9日 (水)	150	
第1種	7月 15日 (火)	150	
第2種	7月 16日 (水)	150	
第1種	平成27年 1月 27日 (火)	150	
第2種	1月 28日 (水)	150	
第1種	2月 4日 (水)	150	
第2種	2月 5日 (木)	150	

平成21年4月1日～平成22年3月31日に免状を交付された方が受講対象者です。受講対象者の方には (一財)日本消防設備安全センターから「再講習受講案内」が送付されます。移転をされた方が住所変更を行っていない場合は届かない事がありますのでご注意ください。

※日程等変更した場合は、当協会のホームページでお知らせいたします。

URL : <http://www.02-ksk.or.jp/>

点検現場からの報告

点検推進指導員の立合いを受けて

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
横浜市晴嵐かなざわ
所長 木村 実

老人福祉センター「横浜市晴嵐かなざわ」は横浜市の市民利用施設で、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会が指定管理者として施設の管理運営を受託しています。

老人福祉センターの設置目的は、地域の高齢者が健康で明るい生活を送るための相談機能や教養を高めたり趣味やレクリエーションの機会の提供を通じて高齢者の社会活動を支援することであり開館時間は午前9時から午後5時までです。



60歳以上の横浜市民なら誰でも無料で利用でき、大広間で演芸（カラオケや踊り）、娯楽室で囲碁・将棋をしたり、登録団体があらかじめ予約した部屋を利用して絵画、書道、体操、ダンス等サークル活動を行っています。

その他に「横浜市晴嵐かなざわ」の自主事業として趣味の教室を実施し、半年ずつ年2回文科系や運動系の講座を各回10講座程度受講者を募集して開催しています。

年間を通じて1日当たりの平均利用者数は200人弱となっています。

利用者の安全を確保するため6月と12月の年2回消防訓練を実施し、利用者全員を対象に屋外に避難する避難誘導、情報伝達訓練を実施するとともに、職員を対象に消防署の指導による消火器や消火栓、AEDの操作訓練を実施しています。

訓練は平日の午後に実施し、区社会福祉協議会や地域ケアプラザ等建物内1階から4階までの全事業所が合同で行うため、避難誘導訓練の参加者数は毎回200人を超え職員対象の消火栓取扱い訓練では地下の屋内消火栓から実際に水を出して職員がノズルを握って水圧を体感し、AED取扱い訓練では参加職員全員がAEDを実際に操作して訓練を行っています。

また、消防設備点検は毎年機器点検と総合点検を専門業者に委託して、消火器具、消火栓、自動火災報知設備、誘導灯、非常電源、排煙設備等の点検を行い、その際には消防設備点検指導員の方の立合いをお願いしています。

消防設備は種類が多い上に非常電源や自動火災報知設備等専門知識がないと職員が立合っても点検状況が分からない機器も多いため、専門業者の点検時に消防設備点検指導員の方の立合いは大変心強いものがあります。

老人福祉センターの管理運営に当たっては、安全で安心して利用できる施設づくりが最重要事項であり、災害時に備えての車の両輪となる利用者全員を対象とした避難誘導訓練と専門業者による適正な消防設備点検を今後も引き続き実施していきます。

その際には消防設備点検指導員の方の立会をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

——点検済表示制度の推進キャンペーン——
点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を!!

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の実施状況は、他県の実施状況と比較し十分といえない結果です。神奈川県は、人口数、業態対象物数及び消防用設備等設置義務対象物状況から見て東京都に次ぐ規模になっています。平成25年度12月末の交付状況は、24年度と同様で横ばいの状況となっていますが、当協会の経営状況も今だ厳しい環境下におかれています。

当協会では、このような状況を踏まえこの制度の一層の充実を図るために、各種事業を推進しているところであり、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところでもあります。

平成25年度この制度に係る主な推進事業は、

- ①制度推進のため、なお一層の普及啓発事業
- ②点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ③防火対象物点検時の点検推進指導員派遣

などを実施しております。

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付して下さい。

点検済表示登録会員数

区 分	平成25年3月末会員数	平成25年12月末会員数
1号表示会員	252	251
2号表示会員	14	13
合 計	266	264

——消火器用——



——消火器以外の設備用——



〈平成25年7月以降の主な通知〉

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第266号	7月2日	各都道府県消防防災主管 部長、東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	○消火器用消火薬剤等の個別検定の手数 料の額等を定める件の一部を改正する 件等の公布について（通知）
消防予第274号	7月8日	各都道府県消防防災主管 部長、東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	○エアゾール式簡易消火具の不具合に係 る注意喚起等について
事務連絡	7月11日	各都道府県消防防災主管 課、東京消防庁・指定都 市消防本部	消防庁予防課	○老朽化消火器の適切な取扱いに係る周 知の更なる徹底について
消防予第297号	7月25日	各都道府県消防防災主管 部長、東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	○消防用設備等の試験基準及び点検要領 の一部改正について
消防予第298号	7月25日	各都道府県消防防災主管 部長、東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	○「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基 準」の改正に伴う過去の通知の取扱い について
事務連絡	8月19日	各都道府県消防防災主管 課、東京消防庁・各指定 都市消防本部	消防庁予防課	○「消火器用消火薬剤等の個別検定の手 数料の額等を定める件の一部を改正す る件等の公布について（通知）」の一 部改正について
消防予第353号	9月9日	各都道府県消防防災主管 部長、東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	○住宅用防災警報器の不具合に関する注 意喚起について
消防予第393号	10月4日	各都道府県消防防災主管 部長、東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	○屋外イベント会場等の火災対策に関す る当面の対応について（通知）
消防予第398号	10月11日	各都道府県消防防災主管 部長、東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	○病院・診療所等に係る防火対策の更な る徹底について
消防予第402号	10月18日	各都道府県消防防災主管 部長、東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	○ホテル・旅館等に係るフォローアップ 調査（第2回）の結果について
消防予第414号	10月25日	各都道府県消防防災主管 部長、東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	○緩降機の設置に係る留意事項について （通知）
消防予第419号	10月31日	各都道府県消防防災主管 部長、東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	○防火対象物に係る表示制度の実施細目 等について（通知）
消防予第442号	11月15日	各都道府県消防防災主管 部長、東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	○消防用ホース等の調達について（通知）
事務連絡	11月26日	各都道府県消防防災主管 課、東京消防庁・各指定 都市消防本部	消防庁予防課	○消防用設備等に係る質疑応答のホーム ページへの掲載について

(一財)日本消防設備安全センター等発行刊行物一覽表

刊行物注文書

(一財)神奈川県消防設備安全協会 御中
下記の刊行物を注文いたします

発注者			
送り先	住所		
	会社名		TEL
	担当者		FAX

(定価は消費税込)

コード	刊行物名		注文部数	定価	金額	備考
消防設備士試験準備用テキスト						
1101	消防用設備六法			1,900		
1111	電気と機械の基礎知識			730		
1412	消防設備士受験直前対策	第1・2・3類用		1,900		
1413		第4・7類用		1,200		
1422		第5・6類用		1,200		
1432	消防設備等基本テキスト	消火設備編		3,100		
1442		警報設備編		3,000		
1452		避難・消火器編		2,500		
1461	<重要ポイント解説付> 消防設備士受験対策例題集	法令編		2,500		
1471		第1類		2,400		
1481		第4類		2,400		
1491		第6類		2,200		
一般参考図書						
1311	消防用設備等の型式失効一覽			2,400		
1321	消防用設備等点検実務必携			3,880		
1331	消防用設備等試験実務必携			3,600		
1372	防火対象物・防災管理点検実務必携			3,500		
合計			部			

TEL 045-201-1908

FAX 045-212-0971

振込み銀行 横浜銀行 本店

普通預金：0093790

口座名義：ザイカナガワケンシヨウボウセツビアンゼンキョウカイ(一財)神奈川県消防設備安全協会

※振込み手数料はご負担願います。

※お振込み確認後宅配便(送料着払い)にて発送いたします。

※平成26年4月1日からは、消費税8%適用の価格に改定となる予定です。

■ 事務局からのお知らせ

◆ お悔やみ ◆

当協会の顧問で、平成7年5月から平成19年5月まで6期12年間、神奈川県消防設備安全協会の理事長もお努めいただいた相日防災株式会社名誉会長の黒澤貞夫様（享年77歳）が、平成25年11月16日に逝去されました。

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

（事務局職員一同）

防火対象物の消防設備等点検時に 点検推進指導員を派遣する制度について

当協会では、平成21年度から公益事業を更に強化するために県内の防火対象物における消防設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し業務に立合う制度を実施して県民の「安心・安全」をご支援いたします。

点検推進指導員の派遣立会制度の流れ

点検立会の依頼

*点検立会の依頼は、建物オーナー・防火管理者及び点検事業者から依頼します。

点検立会確認書

*保守・点検実施状況を確認する。

点検立会確認書の通知

*保守・点検実施状況を確認し確認書を建物オーナー・点検事業者及び消防長又は消防署長に通知します。

掲載・広報

*保守・点検実施に立会った結果、点検が誠実かつ適正に行われていると認められた事業所を当協会のホームページ上に掲載する。

*防災・広報紙等に掲載し点検事業者の「信用・信頼」を高めます。



一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地

(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<http://www.02-ksk.or.jp/index.html>